



広島県EVバス導入実証補助金について

【広島県内バス事業者向け説明会】



2023年 7月



広島県地域政策局交通対策担当

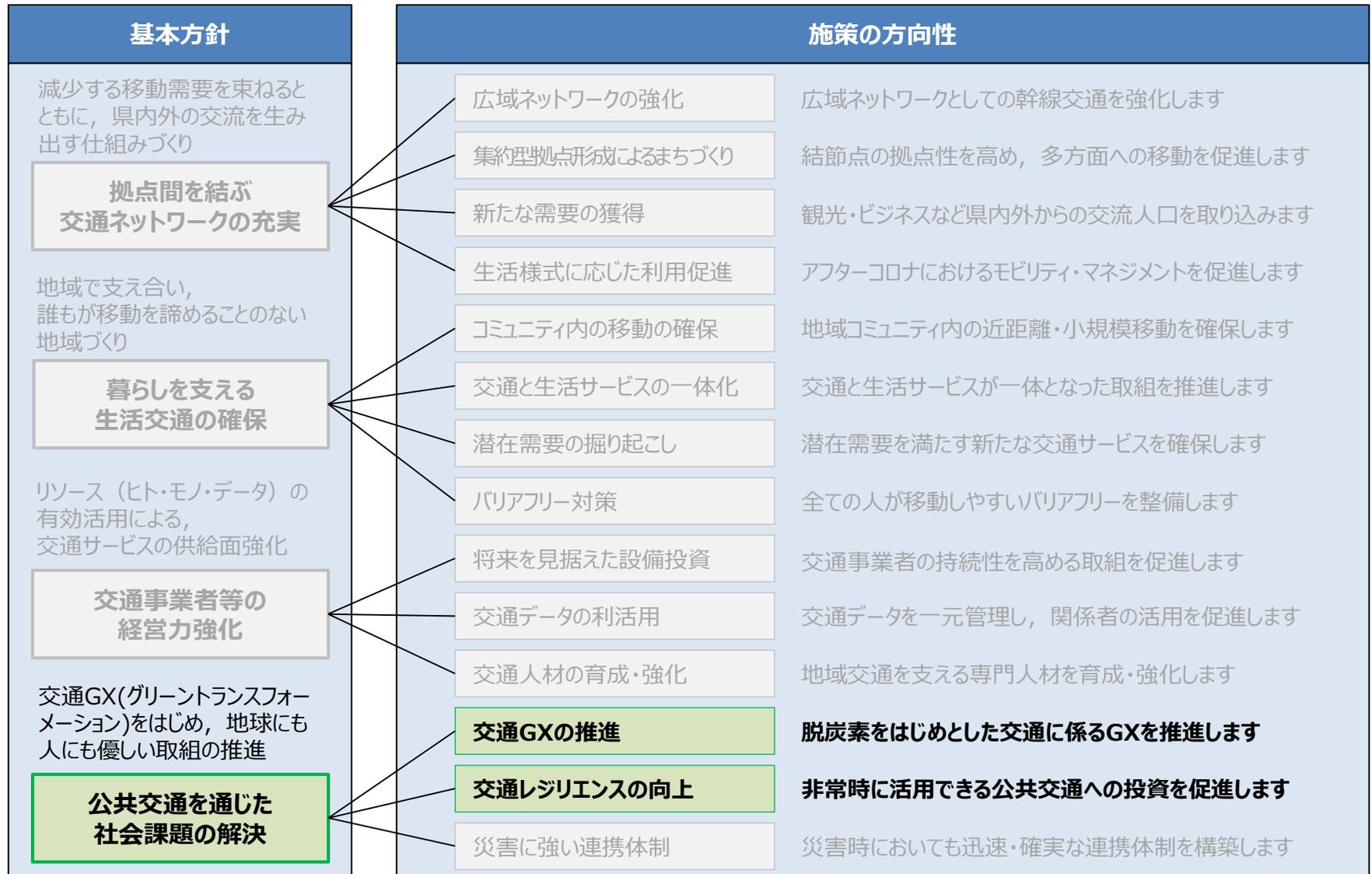
事業の目的

広島県では、環境にやさしいEVバスの導入実証を通して、
県内の交通GX(グリーントランスフォーメーション)を推進します。



(参考) 広島県地域公共交通ビジョン

「広島県地域公共交通ビジョン」の骨子で定めた基本方針や施策の方向性に基づき、EVバスをはじめとする交通GXの導入実証に先行して取り組みます。



補助対象

補助対象事業者	広島県内に営業所・事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
補助対象経費	EVバス車両本体価格、EVバス用充電設備の導入費用 ^{※1} ^{※2} 及び電気自動車用外部給電設備の導入費用 ^{※2} ※1 急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。）、非接触式充電設備の導入費用 ※2 消費税及び地方消費税を除く
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とします
補助率	3分の2
その他	国庫補助金との併用も可 （補助対象経費と国庫補助金の差額分が対象となります）

例1) EVバス車両（40百万円）、充電設備・給電設備（20百万円）を導入した場合の補助金
⇒ $(40\text{百万円} + 20\text{百万円}) \times 2/3 = \underline{40\text{百万円}}$

例2) EVバス車両（40百万円）、充電設備・給電設備（20百万円）を導入し、
国庫補助金（補助率1/2）を活用した場合の補助金
⇒ $(60\text{百万円} - 30\text{百万円（国庫補助金）}) \times 2/3 = \underline{20\text{百万円}}$

例3) EVバス車両（40百万円）を導入し、その車両にバスラッピング（4百万円）を施し、
国庫補助金（補助率1/2）を活用した場合の補助金
⇒ $(\text{40百万円} - 22\text{百万円（国庫補助金）}) \times 2/3 = \underline{12\text{百万円}}$ ※ラッピング費用は対象外

交付対象及び交付の条件

交付対象となるEVバス

- ① 令和6年2月29日までの間に、EVバスの新車新規登録をしたものであること及びEVバス用充電設備等が導入されたものであること
- ② 自動車検査証において、使用の本拠の位置が広島県内にあること
- ③ 補助対象バスが運行する主たる経路は広島県内であること

交付の条件

- ① EVバスであることが周知されるよう、車体ラッピングといった装飾等により工夫を凝らして効果的に実施すること。
- ② 本事業により導入したバスの運行実績について、県内の他事業者がEVバスを導入する際の参考となるよう、別途県が指定する事業者と連携し効果的に情報を共有すること。
- ③ 本事業により導入したバスについて、災害等による停電時に電力供給できる設備（100Vコンセント等）を設けること。
- ④ 補助事業者は、本事業により導入したバスの車内に、誰もが無料でインターネットに接続できるよう、Wi-Fi環境を整備すること。
- ⑤ 本事業により導入したバスの運行については、当該バスを導入した日から起算して5年間、上記（交付対象となるEVバス）に掲げる要件を満たすこと。
- ⑥ 本事業により導入したバスについて、当該バスを導入した日の属する年度の終了後5年間、利用実績報告書を知事に提出すること。

EVモーターズジャパン



～10か月程度

アルファバスジャパン



～8か月程度

BYDジャパン



～5か月程度

オノエンジニアリング



～5か月程度

スケジュール (予定)

	R5.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月
		7/4 公募開始	8/上 交付決定	発注～納車						3月 実績報告	4月 補助金支払

交付申請受付期間及び交付決定時期（予定）

令和5年7月4日（火）～令和5年7月31日（月）
⇒ 令和5年8月上旬 交付決定

- 申請は先着順に受理します。受理した申請に係る交付申請額の合計が予算額を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受理を停止します。
- 予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定します。
- 本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請については、当該申請者と協議を行って受理することとします。

※ 指令前着手

本補助金では「交付決定」の通知を受ける前に、EVバスの発注を行うことが可能です。その場合、別途指定する「事前着手届出書」を提出してください（指令前着手）。

なお、指令前着手した発注案件について、交付決定がなされなかった場合においても、申請者は異議を申し立てることはできません。

Q&A

Q1) 現在既にEVバスを発注しているが、その車両や設備も対象となるのか。

A1) 公募開始日以降の発注でなければ、対象となりません。

Q2) EVバスの納車時期が令和6年度にずれ込んだ場合どうなるのか。

A2) R6.2.29までの新車登録が必須です。ずれ込んだ場合補助の対象となりません。

※EVバスメーカーと事前に打ち合わせするなど、早めの調整をお願いします

Q3) EVバスの運行実績とは具体的に何を提供すればいいのか。

A3) 稼働距離、電費、走行性能、運行に係る様々なノウハウなど、カタログに載っていないEVバス運行の実態を他事業者にも共有することで、今後のEVバス投資に向けた理解を深めてもらおうと思っています。

Q4) 路線の運行に必要な機器及び導入費用は補助の対象となるのか。

A4) 対象となりません。EVバスの補助対象経費は、車両本体価格のみです。

Q5) 1社あたりの申請上限はあるのか。

A5) 原則、申請上限は設けませんが、各社の申請台数が著しくバランスを欠く場合、当該申請者と協議を行う場合があります。

Q6) 来年度以降も、EVバスへの補助金制度はあるのか。

A6) 未定です。今年度策定予定の「交通ビジョン」の中で、今後検討していきます。10

Q&A

Q7) 交付要件にある「ラッピング」や「車内Wi-Fi」にかかる費用は補助対象か。

A7) 対象となりません。EVバスの補助対象経費は、車両本体価格のみです。

Q8) EVバスのみ、又はEVバス用充電設備のみの導入でも補助対象になるのか。

A8) 既に充電設備が整っている状況でのEVバスのみ導入は対象となりますが、EVバス用充電設備のみの導入は対象となりません。

※EVバスの運行実績を共有することも目的の一つなので、その目的から外れる設備は対象外です

Q9) 高速バスやコミュニティバスでも対象となるのか。

A9) 本資料7Pの要件を満たしていれば対象となります。

Q10) 本社は広島県外だが、広島県内の路線を運行している。その場合当該路線に導入するEVバスは補助の対象となるのか。

A10) 車検証の「使用の本拠の位置」が広島県内であれば対象となります。

Q11) 申請者（≒運行主体）が自治体の場合でも補助の対象となるのか。

A11) 補助対象は一般乗合旅客自動車運送事業者のため、対象となりません。

Q12) バスメーカーや工事業者への支払はいつまでに完了すればいいのか。

A12) 原則、実績報告までには支払いを完了してください。万が一完了しない恐れがある場合、速やかに（遅くともR6.2.29までに）県に報告してください。